

令和5年度 第16回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日時	令和6年1月31日（水）9時00分～11時43分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、稲垣委員、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	石川委員、田中稲子委員、中西委員、宮澤委員
開催形態	公開（傍聴者 9人）
議題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について 2 （仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について 3 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
その他	1 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に伴う意見公募の実施結果について（報告）
決定事項	令和5年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和5年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録確定

【事務局】 本日は1月10日開催の第15回審査会の会議録案について、御確認をお願いいたします。画面にも共有しております会議録案は、委員及び事業者の皆様にご確認いただき、一部、事業者の発言の修正がありましたので、御説明いたします。

議題（1）の「（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書について」になりますが、2ページ目の上から3行目、今、（投映画面上で）蛍光で示してございますが、審査会の場合では、「『ZEB ^{ゼロ}オリエンテッド Oriented』を取得する」というところまでは至らないまでも、誘導基準を確保しながら」との発言がありましたが、この「誘導基準」というのが言い誤りで、本来は「省エネ基準」であったとのことですので、会議録を修正してございます。

事務局からは以上となります。

【奥会長】 ありがとうございます。

第15回審査会会議録案については、ただ今の説明のとおり、事業者の方から、2ページ目ですね、上から3行目（「省エネ基準」）のところですが、修正があったということです。委員の皆様にも御確認いただいているということですけれども、改めてこの場での追加修正などございますでしょうか。大丈夫そうですね。

それでは、追加修正はないということですので、令和5年度第15回審査会会議録を確定させていただきます。

2 議題

（1）2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの補足資料についてですけれども、御質問や御意見などございましたらお願いしたいと思えます。挙手していただきましたら、私の方から指名をさせていただきます。いかがでしょうか。大きくは交通関係と廃棄物関係、それから騒音ですけれども。

それでは、田中伸治委員。その後、藤倉委員でお願いいたします。

【田中伸治委員】 田中です。御説明ありがとうございました。今回、準備書の手法とは別に、方法書で記載されていたやり方で予測をした結果を示していただいたというふうに理解しております。それで中身を拝見しまして、(補足資料2ページの)現況交通量による結果②というところですが、こちらでも計算上、処理は可能だということを確認して理解いたしました。一部の交差点、地点2と地点4で車線の交通容量比が(1.0を)超えているところはあるけれども、信号を調整することで1.0未満に収まるといったところも了解いたしました。

ただ少し気になったのは、細かい計算結果で(補足資料)6ページ目以降に横置き表で載っているところです。滞留長が、計算の結果出てくる数字ですが、これが実際に交差点で確保されている右折レーンなどに収まっているかどうかという辺りの確認が必要ではないかと思えます。例えば、地点2について(補足資料)7ページ、8ページに載っていますけれども、(7ページでは)流入部のBでNGだったところが、8ページではOKになりますといったところは示していただいています。けれども、滞留長については122mという計算になりまして、これが実際にこの交差点で確保されている、これは右折レーンだと思いますが、それに収まるかどうかといった辺り、今回の資料は現況交通量による結果ですが、準備書記載の方の計算においても、この滞留長の値は出ているかと思えます。それが実際の交差点でのレーン長に収まるかどうかという辺りのチェックをですね、一通りその他の交差点についてもしていただいた方が良いのかなと思えました。

その他の件については、了解いたしました。補足資料20の分割配分の分割内容ですとか、あとは迂回経路、補足資料21の地点10と地点2についても内容は了解いたしました。

最後、補足資料22のパークアンドライド駐車場については、場所が特定されたところはここにも記載されているように、順次、情報を追加で御提示いただきたいと思いますと思えますけれども、全体的な考え方ということで今回、方面別にこのように確保するという示していただきましたので、前回審査会で議論した考え方に沿って、考え方を示していただいたのかなと理解いたしました。私としては結構です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、1つ御指摘がありました滞留長について、事業者の方から御回答をいただいた方がいいですね。お願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。滞留長の計算なのですが、物理的に何メートルというのは今出ているわけなのですが、今、横浜市の方で道路の設計の協議中でございまして、どういう車線の構成になるのか、その延長はどれくらいなのか、右折レーンがどのくらいの長さになるのかというのはまさに協議中で、我々もその辺を入手していない状況でございます。ですので、収まるかどうかといったものを明確にここでお示しするのは難しい

状況でございます。

それから、パークアンドライド駐車場の配置ですが、今回、考え方しかお示しできなくて申し訳なく思っています。今後、場所が決まったものについてはお示ししたいと思うのですが、今まさに本当に協議をしている状況でございます。その中でどのくらい出せるのかといったところは、今後出せる範囲でという形になってしまうかと思えます。とはいえ、場所が決まったものについては、しっかり協会独自としてもお示しし、公開していかなければならないものだと思います。また、その場所が決まったら、近隣の方にもお知らせして説明会をするですとか、周辺が本当に混むのかどうか、既存の駐車場を使うのかどうかみたいなのも含めて、その辺りは周辺の方、市民の方にはお示ししていかないといけないことですので、環境影響評価とは別に、そういった動きを我々はするというのをこの場でお約束させていただきたいと思えます。

【奥会長】 田中伸治委員、よろしいでしょうか。滞留長のところもどうですか。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。滞留長の件、確かに交差点の改良などの議論をしているところもあるかと思うのですが、そうでない交差点もおそらく十数箇所予測している中にはあるとは思いますが、できるものはチェックをしていただいて、収まるかどうかというものを示していただければというふうには思えます。

【奥会長】 ありがとうございます。藤倉委員には少しお待ちいただいて、交通関係で先に関連の御意見がございましたらいかがでしょうか。

菊本副会長、お願いします。

【菊本副会長】 パークアンドライド駐車場に関して前回意見しましたので、こちらについて確認させていただきたいと思えます。

まず開催地から、(補足資料) 25 ページ、PDF でいうと 26 ページのところで、全方位に5つのエリアで 800 から 1,000 台くらい確保するというところで、大分イメージができました。この点について、お示しいただきありがとうございます。それで、まだ現状では考え方しかお示しできないというようなお話をされたので、その考え方について2つ聞きたいと思えます。

まず、利用する駐車場のイメージをどのように持っておられるかということです。周辺で利用されている駐車場だと思うので、例えば商業地とか、大規模な公園とか、そういうところだと結構駐車場の台数があるのではないかと思うのですが、どういう施設の駐車場をイメージしておられるのでしょうか。これが1つ目の質問です。

【奥会長】 先にお答えいただけますか、今の点。お願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。駐車場のイメージということですが、既に使われている既存の駐車場をお借りするというのも考え方の一つです。それから公有地、あるいは民有地の中でお借りできるようなものがあれば、そういった土地を使わせていただいて、もちろんそこは切り盛り、造成、開発行為になるような、そういったものは極力というか、そこはやらないという方向で考えているところでございます。

【菊本副会長】 なるほど、ありがとうございます。今2つお示しいただいた中で、新たに駐車場を整備できるような土地を確保するという方は、確保した台数がそのまま博覧会に使用できるというイメージで良いと思うのですがけれど

も、もう一方の既設の駐車場を利用するという場合ですが、その場合は通常の営業の中で駐車場が使われていて、余裕がある分しか博覧会に使えない形になると思うのです。この4,000台を確保するというイメージが、協力してくれる駐車場の合計の台数とすると、実際に利用できる台数はそれよりも少なく見積もられてしまうので、既設の駐車場を利用する場合は4,000台というのを博覧会のみでの余裕量で確保できるのか、それをお伺いしたいと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 はい、その件につきましては、博覧会で必要になる分は余裕の分という形ではなく、博覧会で確保して、その分を積み上げた形で4,000台になるようにしていきたいと考えているところでございます。

【菊本副会長】 ということは、例えば博覧会のチケットを持っている人がこれだけ停められるようにしましょうとか、そのようなことを具体的な台数でお願いするというイメージで良いでしょうか。

【事業者】 その形になると思っていまして、パークアンドライド駐車場につきましても予約制度というものを導入して、来場者への対応をしていきたいと考えているところでございます。

【菊本副会長】 分かりました。こういう対応していただければ、予定の台数が確実に確保できそうだとということで安心しました。ありがとうございました。

【奥会長】 交通関連で他にいかがでしょうか。上野委員は騒音のところですか、交通のところですか。

【上野委員】 騒音のところなのですけれども、交通の関係だったので、廃棄物の前の方がよければ。

【奥会長】 分かりました。少しお待ちいただいてもよろしいですか。廃棄物の前をお願いしたいと思います。

パークアンドライド駐車場のところで、私からも1点あります。今日イメージを示していただいて、4,000台は、駐車場に停められる台数分として4,000台を確保するということなのですが、結局どのエリアでどのくらいの駐車場を確保するかによって、またそこからシャトルバスに乗り換えていただいて会場まで人を運ぶわけですから、シャトルバスの運行計画にも関わってくるといいますか、密接に連動している話になるわけですよ。そうすると、どのエリアにどのくらいシャトルバスを確保しなければいけないのか、また駐車場分だけではなくて、シャトルバスが待機するスペースも当然必要になりますし、それによる交通影響ということも考えなければいけなくなるので、駐車場の台数をどこにどのくらい確保しますだけの話ではなくて、やはりそこからの会場への運行計画も含めて、シャトルバスをどこにどれだけ着けなければいけないか、その待機スペースや影響をどう考えるのかそういう全体をしっかりと押さえていただかないといけないと思います。その辺りをどう考えていらっしゃるのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

【事業者】 よろしく申し上げます。駐車場の場所は、まずそのスペースがあるのかどうか、お借りできるような場所があるのかどうかというのが非常に重要でして、なくてもシミュレーションだけで、この場所が適正だというのはなかなか難しいところはあります。また、南から来る方がいらっしゃるって、本来は南側の駐車場に止めていただくのが一番よろしいのかなと思う

のですが、駐車場を予約制にしますので、そういった意味ではどうしても北側の方の駐車場に行っていただくという、入れ違いになるような、北側の方が南側の駐車場を利用していただくことも実際の運用中では出てくると考えています。しかしながら、今回環境影響評価を考えたときに、どこの場所にどういう駐車場を配置するのが適正なのかという観点で整理したものがこちらの図面（補足資料25ページの図22-1）でして、北側からいらっしゃる方が9割、それから南側からいらっしゃる方が1割という、そういった推計を考えている中で、今のこの配置というのは、南ゾーン以外の西や東、北東、北西（ゾーン）は幹線道路や高速道路を使うと北側からのアクセスの方がしやすいような、そういった配置になっています。このゾーンの中で必要な台数というのをしっかり確保していくことを我々目指していくわけで、今交渉している相手方に関しても、そういったことを念頭に置きながらお願いしています。さらに加えて、よりこれを効率的に運用するために、複数箇所を検討したいというのは、これからまだなかなか交渉の糸口ができてない場所でも、可能性のある場所については、その辺は交渉をしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

また、シャトルバスのスペースというお話がありましたけれども、駐車場に関しては、シャトルバスの発着が可能な取り付け道路であったりですか、シャトルバスがその中でUターンができて運行ができる、いらっしゃる方たちがストレスなく、また周辺の交通に影響がないような、そういった場所を選び、またそういった道路付けのところを考え、そこがなかなか難しいところについては何かそういった土地を借りる、交渉するですか、そういったことも考えながら、調整を進めているというような状況です。

しかしながら環境影響評価は、これから事業を着工する前の段階のもので、より理想的にこの考え方が一番効率的であろう、我々はその方向で進めたいというような、そういった考え方を今回お示ししたという状況でございます。

【事業者】 補足でパークアンドライド駐車場なのですが、会場までの運行も考えて、パークアンドライド駐車場へのアクセスも考えて、基本的には幹線道路沿いに近いところで、我々は今、調整をしようということで考えています。バスの運行につきましては、駐車場が決まり次第、シャトルバスの運行計画も考えていくことを想定しておりますが、今各エリアで（駐車台数が）最大1,000台というところで、大体30人から40人がシャトルバスに乗るということで考えますと20台から30台（のシャトルバス）が、エリアです、そのくらいのイメージになるのかなということで考えてございます。それをどのような形で具体的に運行していくのか、こういうところを今後検討していきたいというイメージで、今進めているところでございます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。大分クリアになってきたかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは上野委員、先をお願いします。

【上野委員】 騒音で、補足資料19のところなのですが、現況交通量を用いた予測結果を示していただきまして、状況が、地点6に関しては微増とか、地点7に関しては少し増え方が大きいというところを確認できました。どうもありがとうございました。

この根拠になっているところを少しだけ確認させていただきたいのですが、(補足資料) 21 ページのところ、やはり私は地点7のところ、気がなっていて、大型車は倍以上に増えているのですよね。これはバスの増便とかというようなことで、やはり環状4号線ではなくて瀬谷地内線の方を増やさざるを得ないのかとか、一方で小型車はあまり増えていないのですけれども、その辺の南側から来る交通の配分の根拠としての考え方を、分かる範囲で教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、お答えをお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。地点7につきましては、将来の一般交通量から開催中の車両が増えていると、大型車が多いというのは、三ツ境駅の方からのシャトルバスというのが一つあると思います。原因はそういったところだと思います。補足があれば、プレック研究所の方から。

【事業者】 設定については、配分の詳細については確認しないと分からないところでございます。以上でございます。

【上野委員】 分かりました。小型車はそれほど増えていないとか、この辺の想定がこのとおり行くのかどうかというのは、ちょっと他の要因も絡んでくるかなとは思っていますので、今後も注意して見ていきたいところかと思えます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、交通関係がよろしければ、藤倉委員に御意見をいただきたいと思えます。すみません、お待たせしました。藤倉委員、お願いします。

【藤倉委員】 廃棄物で、補足資料 23 から補足資料 27 についてです。御説明ありがとうございました。まず、補足資料 24 のレンタル・リースの原単位については承知しました。

あと、補足資料 26 の石膏ボードが必要であるということは承知しました。この件は是非ここに書いていただいている見解の内容を、1 ページ前(補足資料 29 ページ)に「環境の保全のための措置」の工事中がありますので、そこに明記していただきたいということをまず要望しておきます。石膏ボードの使用について可能な限りリサイクルするとか、事業者の見解で書いていただいた内容を是非、評価書の方にも盛り込んでいただきたいというのが希望です。

次に、補足資料 23 と補足資料 25 についてなのですが、まず補足資料 23 の件です。ページでいうと 26 ページになります。食品残さと、紙はもちろんなのですが植物残さなどについては、一般廃棄物処理業者がたくさんいて熱回収も含めてリサイクルしているので、26 ページの下から 4 行目の辺りですけれど、「食品残さ及び植物残さの処理については、バイオマス発電の燃料としての活用や堆肥化などのリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定していきます。」とありますが、これも是非、評価書の環境保全措置に書いていただいて、具体的な施策としてリサイクルを確保していくのだということですね、こういうことを是非、環境保全措置に書いていただきたいです。その際に、バイオマス発電の燃料よりも堆肥化のリサイクルを優先するような、いわゆる循環型社会の優先順位を担保するようなことも同時に記載いただければと思います。

最後に、可燃ごみが実は多いのです。この 26 ページの事業者の見解、一

番最初のところに量が書いてあるのですけれど、可燃ごみが実は一番多くて、それを横浜市の焼却工場で処分するとあるのです。事業系一般廃棄物であれば、もちろん有料ですが横浜市の焼却工場の受け入れが可能なのですけれど、今一度準備書を見てみたところ、事務局で準備書の画面共有ができれば6.6-23 ページを開いていただけますでしょうか。ここに事業系一般廃棄物として何を見込んでいるか、特に可燃ごみとして何を見込んでいるかというのがあります。2つ指摘したいのですけれど、1つ目は紙コップや割り箸も事業系一般廃棄物として、割り箸の量は少ないのですが、出てくることになっているのです。可能な限りリユース食器を使うと言いながら、紙コップや割り箸が出てくるような前提になっているのは、博覧会（会場）で食品を提供する全事業者がリユース食器を使うのではないということを表していると思います。もっと力強く、廃棄物を出さないという姿勢を出すべきではないのかというふうに、まず1つ指摘をします。

もう1つ重大な、これは法律違反というか、勘違いをされているのではないかと思うのですが、この表（6.6-23 ページの表 6.6-18）の注2を見ていただきますと、これは可燃ごみの注釈なのですが、「分別・再資源化可能な紙類、食品残さ以外の可燃ごみとしました」と書いてあるのです。これを横浜市の焼却施設に持っていくとしているわけですが、括弧で、「汚れた容器包装プラスチック等も含む」と書いてあるのです。ところが容器包装プラスチック、これは事業者から発生する場合は産業廃棄物であって、事業系一般廃棄物ではありません。横浜市の焼却施設に持っていくというのは法令違反になります。ですから、元々の可燃ごみの算定が間違っているのではないか、つまり廃棄物の処理の考え方がどこか根本的に間違っているのではないかと思われるところなのです。原単位が書かれていて、人数と日数を掛ければ（発生量は）出るのだと思うのですけれど、どのくらいが容器包装プラスチックだと考えていらっしゃるのか、それによるのですが、ここは推計のし直しも必要ですし、容器包装プラスチックがどのくらい何に使われていると考えているのかをもう少し精査していただいた上で、いかに廃棄物を具体的に減らすかを、きちんともう一度考えていただければと思います。とりあえず以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。今、大きく3点ございましたが、まず石膏ボードの件はこちらを評価書に書いてくださいということですので。お答えをお願いします。

【事業者】 よろしくお願ひします。御質問ありがとうございます。まず補足資料 26 の石膏ボードの件で、環境保全措置に記載するよにという御指摘についてなのですが、補足資料 29 ページの再資源化の取り組みのところ、建築物の内装部材等とはいうことで、リユースができるよにとリサイクル率の高い材料をというふうに書いてあるのですけれども、御指摘のよに石膏ボードもこれに含まれるというところを分かるよにですね、しっかり評価書には工夫して記載します。

それから、補足資料 23 の堆肥化で、バイオマス発電はもちろんそうなのですが、堆肥化のところを中心というよに、なかなか優先ということを書きづらひなのですが、こういったものをしっかりやっていますというところを、環境保全措置のところを書くということも、評価書の段階では記載したいというふうに考えます。ちょっと書き方については工夫させていただければというふうに思ひます。

それから、補足資料 23 の可燃ごみについてなのですが、紙コップや割り箸が多いということなのですが、これは、これも含めてなのですが、可燃ごみなどの原単位は愛・地球博（2005 年日本国際博覧会）のデータなどを基に算定してございます。それに連動しまして、注 2 のところで御指摘いただいたところですが、申し訳ございません、これは誤記でございますので、これについては訂正させていただきたいというふうに考えます。補足をプレック研究所の方からお願いします。

【事業者】

開催中のごみの原単位を作るに当たりまして、まずトータルの量がどれくらい出るのかというのは、過去の複数の博覧会のごみの排出量から平均的な量という形で設定しています。ただし、内訳についてはなかなか詳しい資料がございません。その中で、愛・地球博はかなり細かいデータがございましたので、その内訳の配分は愛・地球博の実績を基にしております。そのためですね、紙コップや割り箸というのがそこまでどうなのかというのはあるのですが、実際に愛・地球博もお弁当の持ち込み禁止をトライしたり、いろいろやっていたのですが、実態としてこの辺がかなり出ましたという報告がございまして、そこをベースに、まだ詳細に飲食を提供していただく事業者の状況が決まりませんので、過去の実績を基に設定したのでこのような区分となっております。ざっくりとした見積もりのベースということで考えているところで、実際にどうリサイクルするかというのはこれからの運用によるというふうに思います。なお、すみません、汚れた容器包装プラスチックを含むということは、愛・地球博の実績のところでもこういうものを可燃ごみとしてカウントしましたという注釈がございましたため、それを持ってきたのですが、今ここの中で量的なもの、あるいは横浜市の処理に合わせて整理する中では、大変申し訳ございません、誤記でございます。そこは少し整理をしたいと思っております。以上です。

【事業者】

すみません、説明が分かりづらかったのですが、最後の話はあくまで誤記だというふうに御理解いただければと思います。

それから、もう一つすみません、説明し忘れたのですが、補足資料 23 の可燃ごみの削減に関する努力ということなのですが、これについてはやはり出さないように、持ち込まないようにですね、それから廃棄しないように、リデュースと言いましょか、そういった取組は博覧会の中でもしっかり行っていきたいと考えております。以上でございます。

【奥会長】

藤倉委員、お願いします。

【藤倉委員】

2点確認します。紙コップや割り箸は持ち込まれるものを予想していて、会場の事業者は全部リユース食器を使うということでしょうか。

2つ目の質問は、今、誤記とおっしゃったのですが、汚れた容器包装プラスチックはプラスチック類の原単位に入っているのですか。自治体によって若干の運用の違いがありますが、愛・地球博の原単位としては汚れた容器包装プラスチック類を入れて約 126g/人・日だったが、この博覧会ではその分を削減し、ここまで減りますと言うのであれば理屈は立つのですが、これが誤記であるということであれば、汚れた容器包装プラスチックはプラスチック類に入っているということでしょうか。

【奥会長】

はい、いかがでしょうか。重要な点です。

【事業者】 はい、ありがとうございます。まず割り箸についてなのですが、運営の内容もこれから決めていくというような段階でございますので、できるだけそういった持ち込みをしないですとか、リユース食器を使っていくというような、そういった定性的な形の記載にさせていただいております。その辺の算定と今の誤記の発言を含めてなのですが、詳細についてプレック研究所の方からお願いします。

【事業者】 可燃ごみとなっているところの中の汚れた容器包装プラスチックを、本来であればその部分を特定してプラスチック類の方に入れて、今回のところでは産業廃棄物の方に入れるべきというのは御指摘のとおりです。申し訳ございません。愛・地球博の資料にですね、この数値が区分されておられませんので可燃ごみが過大になっているのと、実際の分別は横浜市ルールに従ってやっていくということにはなろうかと思えます。これ以上、これを分離してプラスチック類の方にするのは難しい状況でございます。なお、紙コップも、愛・地球博は夏場で非常に暑かったので、水の提供をしたために急遽紙コップを使用しましたということが書かれています。これが愛・地球博に基づく実態だったものですから、これは今回のものでどういう運用するかというのは、むしろごみの減量を考える中での運用方法に関わってくるのかなというふうに考えます。

【奥会長】 藤倉委員、どうぞ

【藤倉委員】 原単位で愛・地球博を使うのはいいのです。その結果、このくらいの発生量が見込まれます。それに対して博覧会としてはこういう対策をとって、ここまで減らしますといったような記述を期待したいところなのです。それがまだ書けなくて、可能な限りとしか書けないというのであれば、逆に事後調査で全部実際どうだったかを報告していただきたいと私は考えます。

それから、先ほどの汚れた容器包装プラスチック等を含むは、誤記だからといって安易に消すのは逆におかしくて、愛・地球博はこうです、このうちこのくらいが産業廃棄物になるでしょうということを何らかの根拠、あるいは事業系一般廃棄物の一般的な混入率を入れるかどうかは少し微妙ですが、本来予測のところからしっかりもう一度考えるというのが筋ではないかという感じがいたします。

いずれにしても、今伺った限りでは、全体的に廃棄物はこれからで、頑張ることは頑張るといような表現ですので、事後調査でアセスとしても報告書を作られると思いますので、事後調査できちんと報告をしていただければいいかなというふうに思います。今日はこれで結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の御指摘は重要なところですので、それを踏まえて、評価書での記載内容についてももしっかり御検討いただいて、それはまたこの場で示していただくということがよろしいかと思えます。事業者の方は御検討ください。これは誤記で、単に削除するという話ではありませんので、誤記ではないということですよね。愛・地球博では可燃ごみとしてカウントしていて、それをベースにしているということなので、それを基にどう算定をしたのかをきちんと示してください。

【事業者】 はい、分かりました。発言の中で調整ができてなくて、誤記という言葉を使用しましたが、注釈のところの書き方も含めて調整して、次回以降お示したいと思います。

- 【奥会長】 はい、お願いいたします。
では、藤井委員が御発言を希望されているということですね。はい、お願いいたします。
- 【藤井委員】 先ほどのパークアンドライド駐車場のところに戻ってもよろしいですか。
- 【奥会長】 はい、もちろんです。
- 【藤井委員】 こちらで疑問に思っていたことは、会長、副会長がほとんど聞いていただいたので、大分、自分でも解釈できたのですが、2点ほど確認という意味で質問させてください。
1点が、実際にこのパークアンドライドで、シャトルバスの運行がどれくらいの台数だとか、どれくらいの頻度だとかということはまだ設定されていないと思いますが、今ここでずっと議論している交通量とか、そういうものにはまだ反映されていないのか、それとも含んだ反映した数字なのか。また、反映されていないのであれば、実際にパークアンドライド駐車場の場所が決まって、シャトルバスの運行も決まってという中で、今まで議論したこの数字がどんどん変わっていくものなのかということが1点です。
もう1点は、実際にパークアンドライドの数字が変わらないにしても、パークアンドライド駐車場の場所が決まる、シャトルバスの運行が決まっていく中で、多分その周辺の交通渋滞などが出てくると思うので、それを私たちが議論する場がこの先あるのかどうか、この2点についてお伺いさせてください。
- 【奥会長】 はい、とても重要な点だと思います。お願いします。
- 【事業者】 ありがとうございます。パークアンドライドのシャトルバスの台数についてはですね、現在お出ししている推計の方に反映されているような状況でございます。
2点目は、我々としては、数字に関しては今回の推計の値をもって予測評価をしているということでございます。また、パークアンドライド駐車場の全体が決まらない可能性があるということで、事後調査の方でこのシャトルバスの運行も含めて調査を行うという形になっていますので、そこでお示しする形になると考えているところでございます。
- 【奥会長】 藤井委員、いかがでしょうか。
- 【藤井委員】 そうですね。事後調査で本当にいいのかどうかということが疑問です。全て、ここについては事業者にお任せするというような形ですよ。この判断でいいのかどうか、委員の方にも御意見をいただきたいです。実際に、ここまでパークアンドライド駐車場の場所についての詳細が決まっていないような段階で、想定しているものを数値として出しているということですけど、本当に想定したものが適切なものかどうか疑問もあります。それを実際に私たちが議論せずに、事後調査で報告しますということで本当にいいのかどうかについては、私も交通関係について専門ではないので、それも含めて委員の方の御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。多分、このままでいいということにはならないかもしれませんが、先ほどの御回答の中で、パークアンドライド駐車場の各エリアで想定されるシャトルバスの台数が20台から30台くら

いという話があったかと思います。そこで具体的な数字を御回答いただいていますますが、そもそもこの準備書で算定しているシャトルバスの台数の中にパークアンドライド駐車場の分も含まれているということであれば、具体的な数字を改めて確認させていただいてよろしいでしょうか。鉄道駅から会場までの輸送を担うシャトルバスとパークアンドライド駐車場から会場までの輸送を担うシャトルバスの台数です。どれくらいをそれぞれで想定して、全体が何台になっているのかという、その前提のところを確認させてください。

【事業者】 今、お話にありましたシャトルバスの関係でございますけども、台数ですが、今想定しているのは、駅シャトルバスにつきましては一日 2,600 台を交通の解析の中に入れて検討してございます。また、パークアンドライドシャトルバスですけれども、約 600 台を推計とか、交差点解析の中に入れて、想定して検討しているところでございます。こちらの台数につきましては往復で入れていますので、片道だと半分の台数になりますけれども、往復の台数をきちんと見込んで解析しているところでございます。以上です。

【奥会長】 この点について、他に御意見はございますか。片谷委員、お願いいたします。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。今のいろいろな御議論を聞いておりました、これだけの補足資料を毎回事業者さんは出してくださっているのは大変いいことだと思うのですが、ここで質疑をすると、またその記載内容に対してのさらに補足的な説明をしていただくわけですよ。でも、それはここ（補足資料）には書かれていない、会議録は残りますけれども。本来はここに書かれていた内容に、今日のようなこの場での質疑も含めて、それも評価書の中に全部取り込んでいただくのが最も確実な記録の残し方になると私は考えています。先ほど藤倉委員もおっしゃいましたけど、ここに書いてある事業者の見解というのは非常に重要な情報ですので、可能な限り評価書の中に取り込むという方針で、今後の図書作成を進めていただきたいと思います。ここでの質疑でおっしゃられたことも中に取り込まれるのが最も確実な記録の仕方になりますので、そういう方針で今後の図書作成を進めていただきたいというのを要望として申し上げておきたいと思えます。

あと、やはりこういう資料は正確でなければいけないです。例えば、私が見つけた中で補足資料 28 ページですかね、洞爺湖サミットの国際メディアセンターの記録を引用されたという記載があるのですが、地名が間違っております、寿都村と書いてあります。寿都という地名はあるのですが、留寿都というのが正しい地名のはずです。単なる誤記では済まない話です。今、寿都は放射性廃棄物の処理に関連してよく名前が出てくる地名で、誤認を招かないかという懸念が出てきます。こういう地名の記載もよく注意をしてやっていただきたいということを補足的な要望として申し上げておきます。以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 どうもありがとうございました。基本的には事業者の見解として文章で書いていただいているものも、それから回答として口頭でお答えいただいたところも含めて、しっかりと評価書に反映してくださいというところは、是非お願いしたいと思います。あと地名の誤記、ここはきちんと正確なところをお願いいたします。

【事業者】 はい、ありがとうございます。片谷委員の御発言のとおり、私どもの口頭で回答した内容も含めて、できるだけ評価書の方に反映したいと思えます。どのような形で反映させるかについては、事務局ともよく相談してですね、しっかりと対応させていただきたいと思えます。

それから、大変申し訳ございません、誤記がありまして。これについて十分に今後は気をつけて、間違いのないような形で、地名も含めてですけども記載させていただきたいと思えます。以上でございます。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

ただいま 10 時 23 分になっております。本日はまだ他にも議題がございます、本案件については次回以降も継続審議になっておりますので、事業者の方との本日の質疑応答はここまでとさせていただきたいと思えますけれども、是非今の時点でこれだけは言うておかなければということがございますでしょうか。手を挙げていらっしゃるね。横田委員、どうぞ。

【横田委員】 申し訳ありません。次回出席できるかが微妙なところでして、お伺いしたいなと思ったのですけどもよろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【横田委員】 先ほど、現地の堆肥化施設ができない理由というのがよく分からなかったもので、教えていただきたいと思えました。というのも、14t の、1 回に出てくる植物残さを貯留する管理運営施設、バックヤードがあれば、そのバックヤードを拠点として堆肥化をしていくような試みというのは十分にできる気がしています。公園が整備された後も、駐車場であるとか、公園との関わりの観点で、そういった取組は十分可能かなと思えましたので、なぜできないのかということをお伺いしたいなと思っています。

【奥会長】 どうぞ、お願いします。

【事業者】 すみません。御質問の趣旨が理解できなかったのですが、バックヤードにごみをストックして、可能な限り資源化していくということはお示ししているところだと思います。

【横田委員】 現地で堆肥化ができない理由です。

【事業者】 会場の中の施設の配置ですとか、博覧会を開催するのに必要な施設をバックヤードも含めていろいろ作るのですけども、堆肥化するための施設をこの中で設けるのは非常に厳しいという状況です。これについて、他のごみもそうですけども、会場外のところで（廃棄物処理業者で）処理をして、そこから出た堆肥は活用できるものについては、博覧会の中でも積極的に活用していきたいと思っています。例えば、発電にバイオマスを活用する廃棄物の事業者もいらっしゃいますので、もしそこと私どもが契約できるような状況になれば、そういった電力についても博覧会から出たものからの会場内で利用することを検討していきたいと思っています。

【横田委員】 公園整備事業にどのようなレガシーを残すのかという観点で、この博覧会でできたこと、できなかったことをやはりクリアにしていくべきと思えます。おっしゃられたような理由をきちんとこの質問に対する回答として記載していただいて、文章として評価書等に入れ込んでいただくことが大事なのではないかなと私は思いました。

【事業者】 はい。

【横田委員】 ありがとうございます。あともう1点、先ほどの交通のところでは区画1号線と瀬谷地内線の中の区域内道路の話は特に出てないのですが、この区域内道路は地域の交通、特に自転車等を考えますと、自然との触れ合いの新たなルートになり得るというふうに考えています。区域内道路との接続を踏まえて、どのように自転車通行や地域の方々の自然との触れ合いのルートに対して、活用できるような形で整備されるのかということをお教えいただきたいと思っております。

【奥会長】 はい、どうぞ。お答えをお願いします

【事業者】 ありがとうございます。区域内道路についてはですね、横浜市土地区画整理事業で整備するものでございます。博覧会期間中は、まだこれからの調整にはなると思っておりますけれども、まず工事中に関しては、やはり重機も入ってきますので、一般の通行に関しては一定程度制限をしなければいけないということになると思っております。それは安全性ということですが、しかしながら、今も通行されている方もいらっしゃる中で、どういう形でそれをフォローできるのかというのは、横浜市との調整という形になります。我々としては、できる限りそういった通行が可能な方策を横浜市と一緒に検討したいと思っております。それから博覧会の開催中ですが、どうしてもセキュリティライン、それからチケットを買って中に入ってもらって博覧会でございますので、どうしても今までと同じようなルートで博覧会の会場の中を通行するということではできないと考えております。回り道といいたいでしょうか、迂回ルートを付けるのですとか、そういったところはしっかり検討していきたいのですが、土地を所有されているのか、事業している土地区画整理事業をやっている横浜市の立場や道路管理者としての横浜市の立場、それから公園管理者としての横浜市の立場もございまして、そういった中で何が可能なのかというのは、運用の中でしっかり考えていきたいと我々としては、現時点では考えているところでございます。

【横田委員】 運用の中で配慮されるのは当然だと思っておりますけれども、建設する施設群として、やはり東側の施設群は非常に多くて、なおかつ展示建設施設という2つのエリアを結ぶエリアが将来的に公園のパークセンターであるとか、公園の施設になっていくと伺っています。そう考えますと、この地域の入口が必ずしもメインゲートにはなっていない可能性もあって、この東側の方がむしろその地域の方々の入口になる可能性もありますし、市民の森ですとか、周辺の自然との触れ合いのルートになり得るのではないかと考えています。そういった観点で、工事中の歩行者に対する安全や自転車通行の安全性の管理は非常に重要な観点ではないかなというふうに思いましたので、どのようにこの地域の新しい歩行者、自転車の通行を作っていくのかという観点で、書ける点を是非評価書に記載いただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事業者】 ありがとうございます。今の御発言ですが、博覧会の会場は、横浜市土地区画整理事業の事業中の土地を一時的に半年間借りて、我々は開催するという立場でございますので、博覧会の事業として自転車の迂回ルートをなかなか（評価書に）書くのは難しいかなというところでございます。横浜市とも調整して書けることに関しては調整しますが、な

かなか難しいというところも御理解いただければと思います。

【横田委員】 触れ合い活動の保全措置の方に、自転車の利用という観点があって、駐輪場の整備について書いてあるので、そういったところの具体性をお願いしたいです。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか、事業者の方。

【事業者】 はい、ありがとうございます。なかなか難しい部分もありますけれども、何が書けるかしっかり検討してみたいと思います。

【奥会長】 はい、御検討をお願いいたします。

それでは、10時半を回りましたので本日の質疑応答はここまでとさせていただきます。本案件は、先ほど申し上げましたけれども次回以降も継続審議になっておりますので、引き続き審議の方はお願いしたいと思います。

では事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは、審議ですけれども、追加の御質問や御意見はございますか。よろしいでしょうか。

【事務局】 横田委員から御発言がございます。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 前回出られなくて申し訳なかったのですが、サステナビリティのガイドラインの話が出ておまして、具体的にサステナビリティにどのように取り組んでいるのかという観点は、この中であまり明らかにされていない点だというふうに思ったのですが、そういった情報等が既に出ていて、この審査の過程で考慮すべきことがサステナビリティの観点からあるのであれば、それを知っておきたいなというふうに思いました。もし事務局の方で把握されているようでしたら、後ほどでも教えていただければと思います。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 情報や資料があれば出してくださいということですね。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 先ほど聞きそびれたかもしれないのですが、パークアンドライド駐車場の件については、この後審議する機会があるということでもよろしかったですか。

【事務局】 パークアンドライド駐車場につきましては、場所が順次明らかになったものがあつたら、必要に応じて事業者の方がお話をするというところが、今日の御説明内容かと思えます。

【藤井委員】 そうすると、実際に確定しなかったものについては事業者に任せて、こちらは特に審議をする機会はないという理解でよろしいですか。

【事務局】 現在のところ、それ以外に事業者から御説明を受けているのは、事後調査でパークアンドライド駐車場はこうでしたといったところは報告しますとございますが、事後調査結果については審査会の方にはお話ししないこととなりますので、そういった機会は設けられないという形になります。

【藤井委員】 審査会としては、それは了承するという事によろしいのでしょうか。事務局というよりも、審査会の考え方としてそれで仕方ないですねという話でいいのかどうか確認をさせていただければと思います。

【奥会長】 はい、審査会としては、できるだけ具体的な数字や場所も含めて出していきたいということは、再三申し上げているところです。ただそれが相手もあるということで、なかなか現時点では出せないということであれば、もうそれはある意味致し方ないということにはなるかと思えます。現段階での出せる情報を踏まえて、しっかりと環境保全措置を講じていただく旨を指摘すると、事後調査でしっかりと情報を出してくださいと申し上げるといことになります。

【片谷委員】 よろしいですか。

【奥会長】 どうぞ。

【片谷委員】 少なくとも今日の事業者の御説明の中で、例えばパークアンドライド駐車場に関わるシャトルバスは600台というような数字をおっしゃいましたよね。それは会議録にも残ったはずなので、それは既に予測評価に使った交通量のデータには含まれているというお話もあったと私は記憶しているのですが、合っていますよね。

【奥会長】 はい。

【片谷委員】 ですから、そこは数字が明確になったと私は理解しているのですが、それが今後変わるようなことがあると、これはアセス手続上問題になりますので、これはやはり今日回答していただいたことはそのとおりの実施と、本来はそれを評価書に書いていただかなければならないのですけれど、それで明確になると。ですから、パークアンドライド駐車場の設置に伴う環境影響の程度というのは、例えば大気や騒音の予測値にも反映されているという説明でしたから、これでさらに問題があれば、まだこの審議が続いている間はこの審査会の中で藤井委員が発言されてももちろんいいと思えますし、他の委員から、例えば騒音とか、その御担当の委員から指摘があるかもしれませんし、それはまだ審議できることだと私は理解しています。会長、それで合っていますか。

【奥会長】 おっしゃっていただいたとおりと、私も思います。今日で審議の場が閉ざされるわけではありませんので、継続審議ですし、この案件でさらにパークアンドライド駐車場に関連して確認されたいことがあれば、次回以降もそこは御発言いただいて、必要な情報があれば事業者にそれを要請すると、出せるかどうかはまた別としてですが、そういうことによろしいかと思えます。片谷委員ありがとうございます。私も先ほどパークアンドライド駐車場分の台数を確認し、それがこの準備書の段階で調査、予測、評価に反映されているということは確認できたので、そこは安心したところではあります。

よろしいでしょうか、藤井委員。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。それで結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、この案件につきましては御意見、御指摘等が尽きないところではありますけれども、時間の関係もございまして、本日は以上とさせていただきます。次の案件の方に移ってまいりたいと思えます。

では、事務局の担当者が変わるということですので、少しお待ちくださ

い。

(2) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 検討事項について事務局が説明した。

ウ 審議

【奥会長】 ありがとうございます。ただ今、説明のありました検討事項一覧について、御意見、御質問ございますでしょうか。これまで出していただいた御指摘で、答申に含めるべき事項、ここに全て整理されておりますでしょうか。

いかがですか。

検討事項にあります「温室効果ガス」と「ヒートアイランド現象の抑制」に関しましては、主に意見を出してくださった田中稲子委員と、それから中西委員が本日御欠席ですので、事務局から両委員にこの内容で問題ないかどうか、確認をしていただければと思います。事務局は両委員の御意見も踏まえて、次回、答申案を作成して下さるようお願いしたいと思っております。

【事務局】 承知しました。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょう。大丈夫でしょうか。

【片谷委員】 よろしいですか。

【奥会長】 片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 (事務局資料の「(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書 検討事項一覧」の) 3ページの風害の「評価の考え方」なのですが、横浜近辺で、いわゆるビル風の影響を見たアセス案件はかなりありますよね。

【事務局】 そうですね。高層建築物では必ず選択している状況になります。

【片谷委員】 ですから、そういう既に出たアセス図書の中に、分かりやすい評価書になっていると認められるようなものもあるはずなので、過去の事例を参照するなどして、優れた評価書になるように指導していただければ、これはそんなに難しくないというか、改善が可能な話だと思いますので、それを事務局で、そういう指導をしていただければよろしいかと思っております。結構きちんとやられているなという事例はありますし、東京などでもいっぱいあるのですが、今閲覧できるかどうかというのは確認しないと分からないのですが、なるべくそういう多くの事例を参照して、科学的に根拠があって、なおかつ説明の分かりやすい図書にさせていただくという方向でよろしいかと思っております。

【事務局】 ありがとうございます。

【片谷委員】 以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、こちらに判断基準等の情報を客観的な根拠として記載することに加え、その既にある、事例なども参考にしながらとか、そういった文章を付け加えていただくということですかね、今の片谷委員の御意見は。

【片谷委員】 事務局で事業者さんとやり取りしていただくだけでもいいとは思っているので

すけれども、もちろん書いてもいいのですが。その辺はお任せします。

【奥会長】 分かりました。せっかく御意見いただいて、そのとおりでと思いますので、少し文章では、今の御趣旨を踏まえて加筆をしていただくように事務局の方で、御検討いただけますか。

【事務局】 そのようにさせていただきます。

【奥会長】 お願いいたします。他はいかがでしょうか。大丈夫ですか。他の委員の方も。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 大丈夫そうですね。ありがとうございます。

それでは、今いただいた御意見も踏まえて、そして田中稲子委員と中西委員にも御確認いただいたうえで、次回、答申案を議論できるように、準備の方を事務局では進めてください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 よろしければ、本件に関する審議は以上とさせていただきます。

(3) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 意見聴取依頼

イ 技術指針の改定について事務局が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。では、ただ今ありました環境影響評価技術指針の見直しについてですけれども、今回は趣旨と方向性をお示しいただいたということで、御意見や御質問ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

非常に細部にわたって、事務局で御検討いただいて、綺麗に整理していただいているかと思えます。

はい、藤井委員、お願いいたします。

【藤井委員】 いろんな方向性を考えていただいてありがとうございます。

気になった点が1点あったので、個人的な見解になるかもしれないのですが、コメントをしておきたいのですけれども、「メリハリのあるベスト追求型アセスへ」というお話があったのですけれども、実際、横浜市でカーボンニュートラルを目指して、本当にできるのかなというような大きな目標を掲げて進められていると思います。その中で、実際、欧州などでは基準を満たさないものは、そもそも作らせないみたいな厳しい取組があって、日本はかなり緩いじゃないかというような話も出ている中で、ここでさらに事業者側に立った配慮に変えていくというのは、これからの流れに逆行しているのではないかなという印象も受けたので、その辺はどうなのかなというコメントをさせていただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

やらなくていいというメッセージにならないように十分注意したいと考えているのですが、事業の特性に応じて項目をしっかりと選んでいただきたいという趣旨は当然のようなのですけれども、なかなかその考え方を示せていない状況があります。そこをきちんとやっていきたいということになります。それをやっていきますと、もしかすると選ばなくてもいい項目が事業によってはあるかもしれないと考えていまして、そういったところも明らかに、同時になっていくのかなと思っています。なので、項目を選ん

でいただきたい考え方を示して、全ての事業者に全ての項目を選んでくださいというふうにはしない方がいいのかなと思うのです。そういったメリハリ付けができる項目がないかという視点で、今、見直しをしているところになります。

御指摘いただきましたカーボンニュートラルに向かった動きというところでは、まだ検討の段階ではありますけれども、温室効果ガスについては、原則として全ての事業で選んでいただきたいということを記載しようかと考えておまして、項目によって重みづけはあるのかなと思っております。

【奥会長】 いかがですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。私からのお願いとしては、そういった改定をすることで、変な捉えられ方がされないよう、是非御検討いただければと思います。

もう1点、生物多様性の関係で、指標種、注目種からさらに幅を広げるといった話もあったのですが、これまで時代の流れの中で、全体を全て把握することが難しいから、注目種を掲げてそれを調べていこうと。ただ、そこが独り歩きしてしまって、注目種さえ守ればいいみたいな考え方になっていくから、また下も大事なのだよって。何か少しいちごっこみたいなことになってしまうのですけれども、さらに裾野を広げることが、逆に混乱を招く可能性もあるので、やはり注目種を調べて、そこから生態系全体をちゃんと把握して保全していく考え方っていうのを、しっかり示しておいた方がいいのかなと。単純に裾野を広げるといって、これまで積み上げてきた注目種を見て、自然を把握するということが、また少し混乱を招いてしまったり、やり方がまた複雑になり、皆さんが実際難しいことをやろうとして、結局できなかったということになりかねないと思いますので、その辺はうまく整理していただければなと思いました。

【事務局】 ありがとうございます。

もしかすると注目種というのは、今、藤井委員がおっしゃっていただいたような、こういう背景で選定することになっているのですよ、というところの説明をもう少し厚くするところが必要だったのかもしれないなと思いますけれども、運用もあわせて考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしくお願いします。藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 御説明ありがとうございました。

大きな方向性には賛同します。少し意見を述べさせていただきたい点が、グリーンインフラの保全活用を追加するという点です。

活用を対象とする場合に、その周辺の都市的な機能、つまり私たち人間が暮らす場と、グリーンインフラとの位置関係が影響してくる面も大きいのかな、と思っています。極端な例を言うと、開発によって、生物多様性が失われる一方で、周辺に暮らしている住民がグリーンインフラの効果を享受しやすくなる可能性も考えられると思います。例えば、ウェルビーイングの話とかこの辺りのバランスをどう考えるのか。ベスト追求型というところで検討されるのかもしれませんが、バランスとかトレードオフの関

係も整理した上でどう運用していくのか、検討されていることなどあれば教えていただきたいです。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局、お答えいただけますか。

【事務局】 ありがとうございます。

グリーンインフラに求められる機能ないしはそこから引き出したい機能というのが、場所場所、又は事業の特性によって異なるのかなと考えていまして、技術指針でこういったものが大事で、こういった場合にはと、場合分けをしきることがなかなか難しいと考えているのですけれども、今回緑地という項目を足しまして、今、稲垣委員が言ってくださったような周辺の方々がどういった効果をストックないし自然資本に期待しているのかといったところも含めて、評価ができるようになるのか、若しくは事業者さんとしての考え方をしっかり示していただいた中で、市民からの意見書をいただかないし審査会の御意見をいただくといったような仕組みにしていけるといいのではないかと考えて提案をしているという状況になります。

【奥会長】 稲垣委員、いかがですか。

【稲垣委員】 御説明ありがとうございます。確かに出てくる案件によって、検討し重点を置くべき機能が変わるでしょうから、それを事前に網羅するのもなかなか難しいだろう、ということも同意できます。あまり極端にグリーンインフラ活用を強く押し出しすぎて、例えば生物多様性が失われることにならないよう審査会で検討できる枠組みが必要と思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事務局】 1点だけ補足としまして、(横浜市環境)配慮指針は今、共有できませんでしょうか。

配慮指針の事業別(の配慮事項)のページで、令和3年に「グリーンインフラの保全活用」と呼んでおります文章を追記しております。(配慮指針4ページ)5番目になります。全ての事業の皆さんに配慮書の段階で配慮いただきたいこととして、5を追記しております。グリーンインフラの保全活用ということ、どういう観点でやっていただきたいかというところを記載している状況になりまして、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、人々が交流し活動する場など多様な機能を持つといったところで、本市のアセスではこのように考えていますという整理をしております。この中で重点の置かれ方は、もしかしたら事業によってあるのかとは思いますが、生物の生息・生育の場の提供というのが一番最初にございます、というところで十分配慮していきたいと考えております。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

配慮指針の方ではグリーンインフラについての記述を入れたにも関わらず、技術指針にはグリーンインフラということが明記されていないので、準備書からはグリーンインフラの切り口での記述がないような状況になってしまう。配慮書段階から準備書段階に至るまでの、接続がうまくいっていないということで、今回、技術指針にも入れようという御提案だと思います。

あと環境影響評価項目、今、配慮指針にもありましたけれども、ヒート

アイランド現象について、配慮指針には記述があるのですが、先ほどの関内の案件（関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業）では、ヒートアイランドが技術指針の方には明記されていないので、結局、ヒートアイランド対策について、「評価書に記載すべき」だとは強制できないということで、「検討をされたい」というような表現にとどまっているということがございました。ヒートアイランドも一つの項目として入れ込むということもあわせて御検討いただく必要があるかなと思います。今回の資料にはそれは入っていませんけれども、御検討いただければと思います。

【事務局】 項目化できて、予測評価できるのかどうかというところを事務局で今整理しております、委員の皆様の御意見をまた頂戴したいと思っております。よろしく願います。

【奥会長】 よろしく願います。他、いかがでしょうか。
酒井委員、願います。

【酒井委員】 どうもありがとうございます。

緑地を追加してくださることについてすごく賛成です。本来、生態系という言葉がこの内容に匹敵するのですが、アセスの世界では生態系というのは食物網の記載ということになぜか特化してしまったので、新たに緑地という項目を設けて、いわゆる生物が主役になるような、あるいはその自然環境を包括するような系として考えて、まさにグリーンインフラの考え方とすると合うと思うのですが、その評価をやりますというのはすごく良いことだなと素直に思いました。

昔、解析してみたことがあって、都市の規模と緑地の比率を合わせて解析すると、横浜市は大都市でありながら、すごく緑地の率が高いという際立った特色があって、そこは大切にしたいなと思っています。どんどん失われていくのは残念なことなのですが、そこは何とか食い止めると、そのときに緑地の持つ意味を積極的に捉えて、強化することが、新たな緑地の創出とか、既存の緑地の消失を防ぐということにも繋がると思うので、良いことだなと思いました。

言いたいことは、グリーンインフラの意味が、生物多様性もそうなのだけれども、すごくテクニカルな部分で使われる場合と、包括的な、理念的な感じのところで見られる場合があって、例えばグリーンインフラを、個別技術的なところで見ると、雨水の浸透、道路の脇をアスファルトで埋めないで自然に雨水が浸透仕組みを作るといったような個別矮小化された技術レベルに落とし込んでしまわれると、せっかくの理念がもたないなと思います。技術指針にどういうふうに落とし込んでいくか、手を動かすレベルにその概念をどういうふうに落とし込んでいくのかというところが重要なのだらうなと思いました。そこは期待したいと思います。よろしく願います。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事務局】 概念といいますか、言葉をどう使い分けていくかというところはすごく悩ましいところがありまして、案を見ていただきながら御意見いただくとありがたいなと思っています。今、御覧いただいている（事務局資料）スライド（8ページ）では、自然資本としてくくられております項目いくつかを捉えたい、というふうには考えてはいるのですが、技術指針に自然資本という言葉を使いますと、少し分かりにくくなってくるかなと

いうところもありますので、言葉を技術指針でどう使っていくか考えていきたいと思えます。グリーンインフラという言葉自体も技術指針でどう使うか難しいなと思っていますので、また御意見いただければと思えます。

【酒井委員】 よろしくお願ひします。

【奥会長】 グリーンインフラのガイドラインを作りましたよね。

【事務局】 配慮指針の資料編ですね。資料編の4ページです。資料編まで共有の準備をしておらず、申し訳ないです。グリーンインフラというのは、(環境)影響評価ではこういうふうを考えますというところを配慮指針で整理をしているところもありますので、その内容を踏まえながら技術指針ではどう扱うかという整理かと思っています。

【奥会長】 その中身も今後しっかりと確認しながら、議論を進めていければと思えます。ありがとうございます。酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

【横田委員】 全体的な方向性としては、大変素晴らしいと思えます。これまで、例えば都心部で生物多様性に関して項目選定がなされるようになったのも、生態系が都心部においてどのように評価されるべきかというような認識ですとか、あるいはその生態系の人に対する機能性であるとか、そういった面が重視されてきているがゆえに都心部でも項目選定されるようになってきたのかなと。そういった好事例が、こういった形でさらに具体化されるといいなと思っています。植物、動物、生態系をきちんと確保しつつ、緑地、水循環をより上位的に活用していくための仕分けの仕方は、まだ考慮のしどころかなと思っています。やはり緑地の機能にグリーンインフラという言葉を使うと非常に曖昧になってしまうということもありますし、生態系と緑地をどういうふうに切り分けるのかという難しい判断を事業者さんに問いかけることになるかもしれませんので、緑地、水循環が相対的な自然環境という考え方で、切り離せるかというか、切り分けられるかというところは少し考えてもいいのかなと思ひました。

あとメリハリのあるベスト追求型アセス。藤井委員から大変重要な御意見があったなというふう聞いたのですけれども、項目選定において別表3というのもあって、この別表3が結構、項目選定において機能しているのではないかなと思っています。環境影響要因と環境影響評価項目の関連性を表にして、環境影響要因を出してもらおうと思うのですけれども、この辺りに入ってくると、もう少し具体性が問われる部分でもあるし、「ベスト追求するから目標クリアしなくていい」という話ではないと思ひますので、「目標をクリアした上で、ベスト追求を目指している」ということはどういうことなのか、この関連性のところから読み取れるような運用の仕方が、結構ポイントになってくるのかなと思ひた次第です。具体性を高める、追求していただくのは大変素晴らしいことだと思ひます。これに加えて、例えば配慮指針のグリーンインフラと技術指針の緑地がどう関連してくるのかというところも、少しフォローするようなどころがあると良いと思ひました。

今の段階での意見です。ありがとうございます。

【奥会長】 「目標クリア型ではなく」と書いてあるところが少し誤解を招いてしま

っているのかもしれませんが、目標クリア型は当たり前のこととして更なる取り組みを引き出すような方向での改定を目指すということですので、目標クリアしなくていいという話ではもとよりありませんということ、ここでは言いたいただけだと思います。

他はいかがですか。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 ありがとうございます。今回、御説明いただいた内容については全く私も異論はないところであります。

アセス全体の技術指針の話の機会なので、一つ意見を申し上げたいと思います。今日の園芸博（2027年国際園芸博覧会）の審議の中でも、パークアンドライドの位置が確定しておらず、今後そういう議論する機会があるのかといったような話がありました。そういった計画がまだ一部未確定なような案件が出た場合に、アセスの審査をどのようにするべきかといった辺りについて、今回は交通のパークアンドライドの点だったのですけれど、どの環境影響評価項目についても起こりうるような話かなと思います。こういった全体の枠組みを議論する機会に何らかそういった案件が出てきた場合、どう対応するのかといったところも合わせて整理できるといいのかなと思った次第です。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

一概に整理することは難しいということがあるかと思いますが。

【事務局】 技術指針の中でできることとしましては、それぞれの手続きはこういった段階でしていただきたいものですよと、例えば方法書であれば項目が選定できる程度には（計画）内容が固まっている必要があります、準備書の段階ではある程度事業の（計画）内容が固まっている必要があります、といったことを明確に、今も部分的に書いてあるところはあるのですけれども、よりメッセージとして出していくことは技術指針でできることと考えています。その他は、例えば予測結果に不確実性が伴う場合の事後調査の項目選定や、方法の考え方といったところの記載はしていけるのかなと考えているところではあります。技術指針では、ということになりますけれども。

【奥会長】 他はいかがでしょう。

よろしいですか。この資料（事務局資料）の一番最後にありましたけれども、今後のスケジュールにありますように、本日この場におきましては、この改定の趣旨、方向性について概ね御了承いただけたかというふうに思います。重要なのは、具体的な中身になりますが、中身については3月末ぐらいからということですかね。順次、この②から④にかけて事務局の方で準備をしていただいた資料に基づいて、またこの審査会の場で御意見をいただくということにさせていただきたいと思います。

【事務局】 （事務局資料12ページ）スライドの一番下のところに書いてあるのですけれども、各（環境）影響評価項目のそれぞれの別記については、委員の皆様にも個別にも御相談させていただきながら内容を決めていきたいと考えております。なかなか悩ましい点も多くありますので、是非専門的な御知見を頂戴しながら進めさせていただければと思っております。本日の審査会の後、順次、お声掛けさせていただきながら御意見いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【奥会長】 では、そういうことだそうですので、ぜひ委員の皆様方、御協力よろしくお願いたします。

本件に関しましてはここまでとさせていただきます、今後の審査会において改定の具体的内容については検討していくということにさせていただきます。

3 その他

(1) 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に伴う意見公募の実施について（報告）

ア 実施結果について事務局が説明した。

イ 質疑、特になし

【奥会長】 では、本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資料
- ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
 - ・ (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する検討事項一覧 事務局資料
 - ・ 横浜市環境影響評価技術指針の改定のための意見聴取について 事務局資料
 - ・ 横浜市環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料